

返戻金制度について



有料職業紹介事業許可／26 - ユ - 300360

当社では、職業安定法第 32 条 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 第 1 項第 2 号、ならびに第 24 条の 8 第 3 項第 5 号に基づき、有料職業紹介事業における紹介手数料を一定の条件及び時期に応じて返戻する制度を下記のとおり設けています。

記

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された求職者（採用決定者）が短期退職に至った場合、以下の条件により紹介手数料を返戻いたします。

1. 当社の紹介サービスをご利用いただいた求人者に求職者（採用決定者）が入社した後、当該求職者の自己都合、または就業規則違反等、求職者の責に帰すべき事由により短期退職に至った場合。
2. 前項のいずれかに該当する場合、求人者から申し受けた、または申し受ける予定の紹介手数料を基礎として、次の割合で算出した金額を、退職日または、お申し出のあった日の属する月の翌月末日に返戻するか、減額計算して申し受けます。ただし、本制度により返戻金を請求される場合、退職日から起算して 1 ヶ月以内にお申し出ください。

① 入社日から 1 ヶ月未満に退職した場合、70%に相当する額

② 入社日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退職した場合、50%に相当する額

3. 次に記載する事由により求職者（採用決定者）が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とし、紹介手数料の減額および返還をいたしません。

① 求人者の自己都合と判断される場合。

② 採用決定時の雇用契約書または労働通知書等に記載された労働条件、待遇等の労働契約内容が、実際の労働条件、待遇等と異なる場合。

③ 労働基準法第 3 条で禁止されている国籍、信条、社会的身分による事由のほか、労働関係法令に禁止事項として定められた事由によるものであると判断される場合。

④ 求職者（採用決定者）の死亡・病気、不慮の事故等、不測の事態による場合。

※返戻金制度は個別の契約書または覚書により、別の定めとする場合があります。

お問い合わせに関する事項

お問い合わせの窓口は職業紹介責任者の 岩本 和志 、 堺 哲平 です。

株式会社 京進

事業所所在地：京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 382 - 1

電話番号：075-342-5075 (直通)

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。

以上